

平成25年 6月20日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成25年6月20日(木)午後2時30分開議

日程第 1 請願第 1号 道路舗装及び側溝整備に関する請願

審査報告(総務産業常任委員長)

日程第 2 請願第 2号 「国における平成26(2014)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第 3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

審査報告(文教福祉常任委員長)

日程第 3 意見書案第1号 国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書について

日程第 4 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書について

日程第 5 発議第 4号 議員報酬の臨時特例に関する条例を制定することについて

日程第 6 閉会中の継続審査の申し出について

(陳情第2号 TPP交渉参加に関する意見書の提出を求める陳情)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番 林 俊之君
2番 大網正敏君
4番 花香孝彦君
5番 佐久間義房君
6番 板寺正範君
7番 城之内一男君
8番 高木武男君
9番 林 甚一君
10番 鈴木正昭君

- 1 1 番 多 田 和 弘 君
- 1 2 番 土 屋 進 君
- 1 3 番 山 崎 ひろみ 君
- 1 4 番 宮 崎 正 吾 君
- 1 5 番 高 嶋 雅 弘 君
- 1 6 番 鎌 形 寿 一 君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

- 町 長 岩 田 利 雄 君
- 副 町 長 清 水 正 幸 君
- 監 査 委 員 平 山 茂 君
- 総 務 課 長 五十嵐 秀 司 君
- 病 院 事 務 長 宇ノ澤 康 成 君
- 町 民 課 長 池 永 芳 則 君
- 会 計 管 理 者 鈴 木 努 君
- 健 康 福 祉 課 長 石 毛 克 身 君
- ま ち づ ぐ り 課 長 金 島 正 好 君
- 農 業 委 員 会 事 務 局 長 河 津 静 夫 君
- 教 育 委 員 会 委 員 長 小 林 衛 治 君
- 教 育 長 小 澤 茂 君
- 教 育 課 長 林 敏 行 君

出席事務局員（3名）

- 事 務 局 長 小 林 豊
- 次 長 宮 前 玉 子
- 主 査 箕 輪 広 次

(午後 2時30分 開議)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は15人全員です。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ち報告します。

本日、議員発議による意見書案2件を受理しました。

次に、発議1件を受理しました。

以上で報告を終わります。

これから議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、請願第1号、道路舗装及び側溝整備に関する請願を議題とします。

この請願は、総務産業常任委員会に審査の付託をしてあります。

したがって、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務産業常任委員長、山崎ひろみ君。

13番(山崎ひろみ君)

総務産業常任委員会審査報告を申し上げます。

総務産業常任委員会に付託されました、請願第1号、道路舗装及び側溝整備に関する請願については、昨日6月19日に、副町長、まちづくり課長等の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

また、現地調査では請願者等から請願内容の説明がありました。

その審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査における意見等を要約して申し上げますと、意見として、現地調査により生活関連道路としての重要性が認識できたが、現況は道幅が狭く緊急車両の通行も困難であるので、請願の趣旨を理解し採択すべきものとする。

また、生活関連道路として本町のほかのところと比較しても整備がおくれてきたと考える。関係地権者の了解も得られたとのことでもあり、早急な整備が望ましい。

以上のような意見等があり、請願第1号、道路舗装及び側溝整備に関する請願について、採決した結果、当委員会においては全員賛成により採択すべきものと決定しました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（鎌形寿一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、請願第1号、道路舗装及び側溝整備に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第2、請願第2号、「国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、及び請願第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上、2件を一括議題とします。

この請願は、文教福祉常任委員会に審査の付託をしてあります。

したがって、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教福祉常任委員長、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

それでは、文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました、請願第2号、「国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、及び請願第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願については、昨日6月19日に、副町長、教育長、教育課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、請願第2号についての審査における意見等を要約して申し上げますと、意見として、請願は毎年同じような形で提出されているが、教育予算に対する基本姿勢を示すことは本町にとっても重要なことであり、採択に賛成したい。

以上のような意見等があり、請願第2号、「国における平成26(2014)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採決した結果、当委員会においては全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号では、意見として、義務教育は全国均一平等であるべきと考えるので、本請願の採択に賛成です。

以上のような意見等があり、請願第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採決した結果、当委員会においては全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。

議長（鎌形寿一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、請願第2号、「国における平成26(2014)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

請願第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、請願第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

請願第3号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第3、意見書案第1号、国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書について、及び日程第4、意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書について、以上、2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

ここで、お諮りします。

意見書案第1号及び意見書案第2号については、さきに採択された請願の内容と重複しますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

意見書案第1号及び意見書案第2号については、提案理由の説明は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、意見書案第1号、国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第4号、議員報酬の臨時特例に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

15番、高嶋雅弘君。

15番(高嶋雅弘君)

ただいま議題となりました発議第4号、議員報酬の臨時特例に関する条例を制定することについての提案理由と、その内容につきましてご説明申し上げます。

我が国の厳しい財政状況、及びさきの東日本大震災に対応するための措置として国家公務員の給与の臨時的減額が行われております。本町の職員についても給与の臨時特例に関する条例が一昨日提案され可決されたところであります。これらのことから、我々議員もみずから議員報酬の臨時的削減について検討し、議員の総意をもって本条例の提出に至ったわけであります。

それでは、内容につきましてご説明いたします。発議第4号の条例案をごらんいただきたいと思います。

第1条で議員報酬の臨時的減額期間を平成25年7月1日から平成26年3月31日までと定め、第2条において減額する額を議員報酬月額5%とするものであります。

以上で発議第4号の提案理由と内容説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました発議第4号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議第4号、議員報酬の臨時特例に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務産業常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第74条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申

し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長からご挨拶をお願いします。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会6月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より同意1件、承認2件、議案4件を提案し、繰越明許費について報告をさせていただきました。議員各位には慎重なる審議を賜り、全ての案件を原案のとおり可決承認等をいただきまして、まことにありがとうございました。

会期中に頂戴いたしましたご意見ご提言につきましては、鋭意検討し町政に反映をしております。

この議会で職員給与の減額条例を可決いただきました。特別職につきましてはこれまでも実施しているところでございますが、今回の減額措置は国、地方の公務員が震災からの復興財源や地域の活力を取り戻すための財源を確保するため、みずから姿勢を示すもので、本町においてもこの措置が町民の信頼に資するものと考えております。議会におきましても、趣旨を同じくする報酬減額の発議案が可決されましたことに敬意を表する次第であります。

さて、本町ではさる17日から3人の国家公務員を研修生として迎え、自治体研修をしてもらっているところでございます。今回で3回を迎えるわけですが、期間は21日まで、5日間でこの研修で町民と直接向き合う行政を体験し、地方行政について研さんを積んでもらうとともに、東庄町の魅力にも存分に触れてもらいたいと期待をしているところでございます。

本町職員にとっても説明能力の向上など得るものが多いと考えております。地方行政は課題は山積しておりますけれども、今後も職員一丸となって町民の負託に応える町政運営を進めてまいりたいという覚悟でございます。

梅雨の時期、議員各位には健康管理に十分留意をいただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、なお一層のご指導ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

それでは、私からも一言ご挨拶させていただきます。

3日間ではありますが、全議案を決定することになりました。ご苦労さまでした。

こういった時期であります。体調には十分注意して、これから暑さに向かって元気に働いていただければと思います。

特に来月は参議院選挙があります。参議院ですからうちの町とは関係ないなとそういう考えなしに、少しでも投票率を上げてこの町が恥じない選挙に対する考えをきちんと示すことが私たちの使命かと思っておりますので、そういった点を十分考えて元気にやっていただきたいと思います。本当にご苦労さまでした。

以上で、平成25年6月東庄町議会定例会を閉会します。

（午後 3時00分 閉会）